

平成27年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成27年11月25日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第6 議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第7 議案第45号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第47号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第10 議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川 博紀
教育長	白木 裕治	総務部長	神谷 義幸
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	片岡 俊明
健康福祉部長	村瀬 正敏	産業建設部長	青木 幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢 嘉徳	上下水道部長	三浦 剛
教育委員会 事務局長	岡崎 誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬 敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤 正和	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	大久保 守康		

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから平成27年第5回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 江崎達己君と3番 鏑本規之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間とし、11月26日から11月29日、12月1日から12月7日、10日から17日までを休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間とし、11月26日から11月29日、12月1日から12月7日、10日から17日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

10月19日、会期を1日として、平成27年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。

提出された議案は、1つ、平成26年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算認定について、1つ、監査委員の選任同意についての2件であり、審査の結果、原案のとおり認定並びに同意されました。

なお、監査委員には藤原本巢市長が選任されましたので、あわせて御報告いたします。

次に、10月30日、会期を1日として、平成27年第3回本巢消防事務組合定例会が本巢消防事務組

合会議室において開催されました。

提出された議案は、1つ、本巢消防事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、1つ、平成26年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての2件であり、審議の結果、原案のとおり可決並びに認定しました。

以上、報告させていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので、申し出ていただきたいと思います。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 江崎達己君。

○議会だより編集特別委員会委員長（江崎達己君）

議会だより編集特別委員会委員長報告をさせていただきます。

議会だより編集特別委員会からの報告でございますが、議会だより第48号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところでございます。

記載内容につきましては、9月に開催されました第4回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、「迫力ある見延の相撲大会」を掲載しました。2ページからは、正・副議長挨拶、議会構成、定例会で議決された議案、議員活動日誌、それから一般質問、委員会活動、審議結果及び各議員の表決、特集という順に掲載し、最終ページには、地域おこし協力隊の特集記事を掲載しました。

今回は、平成27年9月7日、16日、29日、10月1日、7日、15日の計6回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとし、2月1日付の発行の予定でございます。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告をさせていただきました。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

6番 臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

おはようございます。

もとす広域連合議会報告をいたします。

平成27年第2回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月13日から23日までの11日間として、本巢市役所本庁舎3階議場において開催されました。今定例会では、本巢市及び北方町議会からの選出議員に異動があったことから正・副議長の選挙が行われ、議長には、北方町の井野勝己議員、副議長には、私、臼井が就任いたしました。また、各委員会委員の指名及び正・副委員長の互選が行われました。

定例会に提出された議案は、専決処分の報告及び承認各1件、条例の一部改正3件、平成26年度

決算認定3件、平成27年度補正予算3件の計11件でした。

専決処分報告については、公用車の物損事故に係る損害賠償の報告であり、専決処分の承認については、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分であり、承認されました。

次に、条例の一部改正については、もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてであり、3議案ともに総務介護常任委員会に付託審査された後、本会議において可決されました。

また、平成26年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件、平成27年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算3件についても、それぞれ所管する常任委員会において協議並びに審査され、その結果を受けた本会議において全ての議案が可決並びに認定されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東京オリンピックが開催されます2020年度末までの全線開通を市としても強く要望いたしております。東海環状自動車道は、現在、国土交通省において整備を着々と進めていただいておりますが、平成27年10月末での本巣市内の用地取得は、市内全地権者398名のうち、325名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きしております。完了地権者数の割合では81.7%、取得面積では89%となっております。

また、早期整備を促進するため、10月26日に岐阜県知事に同行させていただき、石井国土交通大臣、また27日には本巣・瑞穂・大野・神戸・東海環状自動車道建設促進協議会の関係4市町の首長及び本巣市東海環状自動車道建設促進協議会長らと岐阜県選出国會議員、自民党本部、国土交通省及び財務省に、さらに11月11日、12日には、大西市議会議長、船渡市議会副議長を初め、市議會議員の皆様と一緒に岐阜県選出の国會議員等に早期整備の要望を行ってまいりました。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き、市として協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、今年度の市の表彰につきまして、御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に、功労者表彰、善行者

表彰、特別表彰及び感謝状授与として、毎年度、表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月6日に贈呈式を挙行し、地方自治功労1名、社会福祉功労1名の合わせて2名の功労者表彰と、多額の御寄附をいただきました方や100回以上の献血に御協力いただきました方の合わせて4名の善行者表彰、またさきに長崎県で開催されました全国障害者スポーツ大会や柔道形の世界選手権等におきまして、すばらしい成績をおさめられました3名の方に特別表彰を行ったところでございます。さらには、市民の模範となり、地域に根差したボランティア活動を行い、明るい住みよい社会環境づくりに努めておられます5名の方に感謝状を授与させていただきました。

今後とも、市民協働を推進するため、市民活動を実践しておられる個人、団体等に対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地方創生への取り組み状況につきまして、御報告申し上げます。

政府は、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生特区、好循環の確立などの基本的な考え方や、自立性、将来性、地域性、直接性及び結果重視のまち・ひと・しごと創生政策5原則に基づき、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとした、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。

国では、今後、出生率の向上を図りながら社会を維持発展させていくために、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、地域特性に即した地域課題の解決の視点から取り組んでいくこととし、その対策として、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを進めていくこととしております。

こうした国の基本理念を踏まえ、本市におきましても、市内の安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築していくために、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象期間とした「本巢市人口ビジョン」及び「本巢市まち・ひと・しごと総合戦略」を10月22日に開催されました第5回市総合戦略策定推進委員会で決定をいただき、同日、策定したところでございます。

まず、「本巢市人口ビジョン」につきましては、地域の将来人口を見通す基礎作業として、国立社会保障・人口問題研究所のデータと日本創成会議のデータに基づき、まち・ひと・しごと創生本部が作成した2040年の将来推計人口は3万597人で、2010年の人口より約4,500人が減少するとしております。本市においても出生数の確保と社会減への対策が求められてきており、本巢市人口ビジョンでは、子育て環境の充実による出生率の向上と出生数の増加、雇用の確保や生活環境向上による転出抑制と転入促進、暮らしの質の向上と、地域愛の醸成による住みよいまちづくりなどの具体的施策に取り組むことで、2040年の目指すべき将来の人口を現状の推計より約1,100人多い、3万1,709人とさせていただきました。

次に、「本巢市まち・ひと・しごと総合戦略」についてでございますが、本市が次世代に向けてさらなる発展を遂げ、自然と都市が調和した中、活力があり、日本一住みよいまちにしていくため、

国の総合戦略や基本的な考え方及び政策5原則、また岐阜県清流の国ぎふ創生総合戦略などを勘案しながら、本市の最上位計画である「本巣市総合計画」に掲げる将来像の実現に向けて、今後5年間の取り組みについてまとめたものでございます。

戦略では、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すために、機能的な道路交通網を生かした地域産業の継続的発展を目標とする安定した雇用の創出、自然環境を生かした交流事業の推進と、交流を機会とした移住・定住の促進を図る新しい人の流れ、また結婚、出産、子育ての切れ目のない環境づくりと、子育てと仕事のワーク・ライフ・バランスを維持・推進する若い世代の結婚、出産、子育て、また心豊かに生活を送るために医療・福祉の充実と、安全・安心な生活環境の確保、地域公共交通の利便性向上を図る暮らしの安全・安心の確保、多様な地域資源を活用したまちづくりと、市民協働や広域連携の推進を図る新しいふるさとづくりの5つを基本目標に具体的施策に取り組むこととしており、実施する事業は、最少の経費で最大の効果を得ることを目指し、その実施に当たっては、中・長期的な視野で改善を図っていくとともに、戦略策定においては、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、PDCAサイクルを確立し、その進捗を検証、改善していくこととさせていただきます。

今後は、市総合戦略策定推進委員会において戦略の推進、評価を行ってまいります。戦略の具体的な施策につきましては、市民や議会の皆様の御意見を十分にお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第8号及び日程第5 報告第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）及び日程第5、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巣市一般会計補正予算（第3号））を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、内容といたしましては、本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年10月1日、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容につきましては、平成27年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年10月5日、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、本年7月の台風11号豪雨災害による農業施設の災害復旧に伴うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,037万8,000円を追加するものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第8号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、報告第8号、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の1ページをごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、共済年金が厚生年金と一元化されることに伴い、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整が必要なため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、附則第5条第1項、第2項及び第5項関係でございますが、追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金と同様に取り扱うものでございます。

それから、附則第5条第1項、第2項及び第3項関係でございますが、特殊公務災害に係る加算部分については、一元化法等の施行に伴う改正後の地方公務員災害補償法が適用される消防吏員と同様、減額対象とならないよう、特殊公務災害加算分を割り戻した調整率を別途使用するものです。

附則第5条第1項から第6項関係は、上記に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、3の適用関係ですが、施行期日は、公布の日から施行します。

経過措置ですが、この条例による改正後の本巢市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるものでございます。

以上、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第9号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、報告第9号につきまして補足説明をさせていただきます。

専決処分につきましては、ことし7月16日から18日にかけて発生いたしました台風11号豪雨災害による根尾水鳥地内及び金原地内の農業施設の災害に伴う復旧経費を10月5日に専決をさせていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,037万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億4,891万6,000円とするものでございます。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表 地方債補正でございますが、農林水産業施設災害復旧事業債を限度額300万円、証書借り入れ、利率3%以内で借り入れするものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、農業水産業費分担金として、受益者分担金37万7,000円を計上しております。

その下、災害復旧費補助金として、補助限度額の65%の700万1,000円を計上しております。

また、その下、災害復旧債につきましては、先ほど地方債の補正で御説明をいたしましたとおり、300万円を計上しております。

次に、8ページでございますが、歳出でございます。

農業災害復旧費として工事請負費1,077万2,000円を計上いたしまして、また予備費で39万4,000円を減額いたしまして収支を調整しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第9号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第3号））は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第44号から日程第8 議案第46号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから日程第8、議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第45号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第44号及び45号の2議案の詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、関係する条例を整理するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第44号及び議案第45号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第44号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、お手元の議案の概要の16ページをごらん願います。

初めに、制定の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ―― 以下「番号法」と申しますが ―― に基づき、平成27年10月から住民票を有する全ての方に個人番号が通知され、平成28年1月から利用が行われます。

番号法に基づく社会保障・税番号制度は、不正な受給の防止を図るなど、公平・公正な社会の実現、年金や福祉などの添付書類の削減など、国民の利便性の向上並びに行政の効率化を目的とした社会基盤となるもので、社会保障・税・災害対策の分野で利用され、国・県・市などにおいて、平成29年7月から情報連携が開始されます。

この情報連携を行う場合、市独自での個人番号利用や市の機関内部での個人番号利用及び同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供について、番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、必要な事項をこの条例に定めるものでございます。

次に、制定の内容でございますが、(1)として市独自の個人番号利用事務についてですが、社会保障・税・災害対策に関する事務で番号法別表第一に掲げられている法定利用事務と密接にかかわり、個人番号を利用することで手続の利便性や事務効率などが向上することが考えられるものについて、独自利用事務として条例に定めるものでございます。事務の内容は、18ページの別表1のとおりとなっております。

(2)として、市の機関での個人番号の利用範囲についてでございますが、市の機関内部での法定利用事務や独自利用事務で個人番号を含む個人情報——以下「特定個人情報」と申しますが——を利用する場合、番号法第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用範囲を定めるものでございます。事務の内容は、18ページから21ページに記載しております。別表2の事務となっております。

(3)として、他の執行機関への特定個人情報の提供についてですが、同一地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する場合、番号法第19条第9項の規定に基づき、情報提供に必要な事項を定めるものでございます。情報の提供事務は、21ページの別表3のとおりとなっております。

施行期日ですが、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行いたします。以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号 本巢市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の22ページをごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、まず本則の改正でございますが、第8条関係につきましては、徴収の猶予及び猶予期間の延長をする場合における分割納付等の方法の条例委任事項が設けられたことによる地方税法第15条第3項または第5項の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、第9条関係は、徴収の猶予の申請手続等の条例委任事項が設けられたことによる地方税法第15条の2の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第10条関係は、職権による換価の猶予をする場合の納付方法及び提出書類の条例委任事項が設けられたことによる地方税法第15条の5及び同法第15条の5の2の改正に伴い、条文を整備するものです。

第11条関係は、申請による換価の猶予の要件等の条例委任事項が設けられたことによる地方税法第15条の6及び同法第15条の6の2の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第12条関係は、担保を徴する必要がある場合の条例委任事項が設けられたことによる地方税法第16条の改正に伴い、条文を整備するものです。

第23条関係は、法人市民税における外国法人の恒久的施設に係る地方税法第294条の改正に伴い、条文を整備するものです。

第33条関係は、所得税における国外転出時課税の創設による地方税法第313条の改正に伴い、条

文を整備するものです。

続きまして、第36条の2関係並びに第63条の2関係、第63条の3、第74条、第74条の2、第90条、第149条関係は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行による地方税法施行令等の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第36条の3の3関係は、地方税法第317条の3の3の改正に伴い、条文を整備するものです。

続きまして、第51条関係並びに第71条関係、第89条、第90条、第139条の3関係は、各税目に係る減免の申請期限の納期限を改正し、番号法施行による地方税法施行令等の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、附則の改正でございますが、第4条関係は、地方税法施行令附則第3条の2の2の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第16条の2関係は、旧3級品に係る特例税率の廃止する地方税法附則第30条の2の改正に伴い、条文を整備するものです。

第10条の3関係並びに第22条関係は、番号法施行による地方税法施行令等の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、3の適用関係でございますが、附則の第1条に施行期日、第2条に徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置、第3条に市民税に関する経過措置、第4条に固定資産税に関する経過措置、第5条に軽自動車税に関する経過措置、第6条に市たばこ税に関する経過措置、第7条に特別土地保有税に関する経過措置、第8条に入湯税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第46号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、議案第46号 本巢市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要、44ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の制定の趣旨でございますが、平成19年6月に、簡易水道の統合を重点的に促進するため、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領が一部改正をされまして、事業経営者が同一であって、会計が同一、または一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道等の事業は、国庫補助の対象としないというようなこととなりましたが、経過措置としまして、平成21年度末までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省の承認を得た場合は、平成28年度まで現行の補助制度の対象とするなどの補助採択の例外的な取り扱いが準備をされました。

この改正に沿って、本市におきましても、簡易水道事業を平成28年度までに上水道事業へ統合す

る「簡易水道事業統合計画」を策定し、承認を得て、これまで簡易水道の統合・整備事業を実施してきたところではありますが、平成28年度から簡易水道事業を上水道事業へ統合することに伴いまして、関係する条例を整理、改正するものであります。

2の内容といたしましては、3つの条例の一部改正でございます。

第1条としまして、本巣市水道事業の設置等に関する条例の第2条ですが、統合に伴いまして、給水人口と1日最大給水量を新たな認可書に基づき改正をするものでございます。次に、別表関係ですが、簡易水道の給水区域の追加に伴いまして改正をするものでございます。

第2条としまして、簡易水道が統合することから、本巣市水道事業給水条例の布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関します規定で、簡易水道事業についての規定を削除し、所要の改正を行うものでございます。

第3条につきましても、本巣市部設置条例の簡易水道に関する規定を削除し、所要の改正を行うものでございます。

3の適用関係でございますが、45ページのほうです。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

また、簡易水道に関して規定をしております、本巣市簡易水道特別会計条例、本巣市簡易水道設置条例及び本巣市簡易水道事業給水条例の3つの関係条例を廃止するものでございます。

なお、本巣市簡易水道特別会計条例の廃止に伴います経過措置としまして、この会計の出納は、平成28年3月31日までに閉鎖し、決算されますことから、歳入歳出差引不足額または残額が生じた場合には、水道事業会計にこれを引き継ぐとの経過措置を設けております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩いたします。この時計で10時20分まで休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第9 議案第47号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第47号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第47号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約についてでございます。

美濃加茂市の脱退に伴い、岐阜地域児童発達支援センター組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、この規約を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第47号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、議案第47号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約につきまして、補足説明をさせていただきます。

岐阜地域児童発達支援センター組合は、昭和52年4月に、肢体不自由児や運動発達に支援が必要な就学前のお子さんが保護者とともに通って、診療、保育、リハビリなどを行うことにより、日常生活に必要な知識技能を習得し、集団生活に適応することができるように支援し、将来の自立と社会生活力の向上を図ることを目的に、8市4町の12市町で設立されました一部事務組合でございます。

今回、組合構成団体の美濃加茂市から、市内及び周辺市に同様の施設が設立されたことにより、平成28年3月31日をもって同組合からの脱退の申し入れがあり、岐阜県知事に規約変更の許可申請を行うに当たり、構成団体の議会の議決が必要なため、上程をさせていただいたものでございます。

お手元の議案説明資料の52ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

組合規約第2条、組合を組織する地方公共団体から美濃加茂市を削除するものでございます。

また、第5条、組合の議会の組織及び議員の選任方法につきまして、美濃加茂市の脱退に伴いまして、組合議会議員2名を削減し、21人にするものでございます。

資料53ページをごらんいただきたいと思います。

規約、第6条、7条、8条、9条につきましては、規約の整合性を図るため、条文を整備するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この施設につきましては、今説明があったとおり、岐阜市を長として近隣の8市4町で構成をされております施設であります。今回、美濃加茂の脱退につきましては、市内に同様の施設ができたということによる脱退ということではあります。これに加盟する本市の利用状況がわかればお尋ねしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

本巣市の利用状況でございますが、平成24年度につきましては、延べ年間24名、平成25年度につきましては47名、平成26年度につきましては、75名の利用状況となっております。

また、現在、実利用でございますが、毎月8名の方が利用されている状況でございます。以上でございます。

○4番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員賛成であります。したがって、議案第47号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第48号及び日程第11 議案第49号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第48号 平成27年度本巣市一般会計補正予算（第4号）について及び日程第11、議案第49号 平成27年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,369万3,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地方創生先行型交付金の交付採択に伴う国庫補助金、また清流の国ぎふ推進補助金の補助採択に伴う県補助金、またふるさととす応援寄附金の増加に伴う寄附金をそれぞれ増額いたしますとともに、スポーツ振興くじ助成金の交付を受けたことから、合併特例債の減額など、一色小学校校庭芝生化学事業の財源見直しを行うものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、農地の集積及び経営転換を図った方の増加に伴う農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金、また障害児通所施設の利用者数増加に伴う障害児通所給付費、またふるさととす応援寄附金の返礼品に要する経費をそれぞれ増額いたしますとともに、国の交付金交付不採択に伴いまして、もとまるコンシェルジュ創出事業に要する経費及び岐阜県議会議員選挙の無投票による選挙費を減額するものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第49号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出の総額に収入支出それぞれ110万4,000円を増額するものでございます。

歳入は、一般会計補助金を増額するものでございます。

歳出は、人事異動等に伴う職員給与費の増額と、企業債の利率見直しに伴う支払利息を減額するものでございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、企業債の利率見直しに伴う企業債償還金の増額により、資本的支出を17万円増額するものでございます。

詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議席番号14番 瀬川治男君が退場されましたので御報告いたします。

議案第48号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第48号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに、議案の概要の12月補正予算案の概要もあわせて御参照いただけたらと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,369万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,260万9,000円とするものでございます。

続いて、5ページをお開き願いたいと思います。

地方債の減額補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきましては、一色小学校校庭芝生化事業について6月議会におきまして増額の補正をお願いいたしましたが、スポーツ振興くじ助成金の補助採択に伴い、3,300万円を減額し、補正の限度額を3億4,170万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。

国庫支出金の1目民生費国庫負担金1,000万円、また一番下の県支出金の1目民生費県負担金500万円につきましては、放課後等デイサービスや児童発達支援など障害児通所施設の利用増によりまして国庫負担金及び県負担金の増額をお願いするもので、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1というものでございます。

次にその下、国庫補助金の1目総務費国庫補助金63万6,000円の増額につきましては、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられることに対応いたしまして選挙人名簿システムを改修することに伴い、補助率2分の1の補助金を計上するものでございます。

また、6目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,500万円の増額につきましては、9月議会で増額補正の議決をいただきました、もとまるコンシェルジュ創出事業以外の地方創生先行型交付金事業につきまして事業採択され、内示がございましたので、予算計上するものでございます。

次にその下、委託金の2目民生費委託金44万3,000円の増額につきましては、国民年金保険料の納付猶予制度の対象年齢拡大等に伴い、国民年金システムを改修するもので、補助率10分の10というものでございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

県支出金の1目総務費県補助金960万円の増額につきましては、観光モニターツアーやワークショップを実施する魅力最大化誘客促進事業及び地震断層観察館の新装置改修事業について、補助率2分の1の清流の国ぎふ推進補助金の補助採択をいただきましたので予算計上するものでございます。

その下、4目農林水産業費県補助金4,640万円につきましては、主に農地中間管理機構による農地利用集積事業に係る補助金でございます。補助率10分の10で、歳出におきましても、同額を予算計上させていただいております。

次にその下、委託金、1目総務費委託金821万9,000円の減額につきましては、ことし4月12日執行の岐阜県議会議員選挙におきまして無投票であったために減額するものでございまして、県委託金の確定により減額補正をお願いするものでございます。

次に、寄附金、5目ふるさととす応援寄附金568万1,000円の増額につきましては、9月議会に

おきましても寄附された方への返礼品の種類をふやしたこと、また情報提供の見直しを図ったことなどによりまして寄附件数がふえ、増額をお願いいたしましたが、さらに倍増するという見込みであるため増額するものでございます。

その下、諸収入、1目の民生費受託事業収入96万円につきましても、もとす広域連合からの受託事業として新たな地域支援事業に取り組むものでございまして、同額を歳出で計上しております。

次に、10ページでございますが、中段の諸収入、7目の雑入2,119万2,000円につきましては、一色小学校校庭芝生化事業につきまして、スポーツ振興くじ助成金の2次募集の申請をいたしておりましたが、11月2日付で交付内定をいただきましたので増額補正をお願いするものでございます。

次に、市債につきましては、地方債の補正のところで御説明を申し上げましたとおりでございますが、合併特例債3,300万円を減額するものでございます。

次に、11ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、上段の総務管理費の6目の企画費989万3,000円の減額につきましては、地方創生先行型交付金事業のうち、スマートフォンのアプリを活用し、就職、住宅、観光などの情報を発信することを目的としたもとまるコンシェルジュ創出事業につきまして、事業不採択となったことから、既存アプリの拡張、アプリ看板の設置などを委託するシティープロモーション業務委託料、また主要施設へのWi-Fi設置工事など、関係経費1,245万9,000円を減額するものでございます。また、ふるさともとす応援寄附金につきましては、寄附者の増により返礼品に要する消耗品等の関係経費につきまして増額をお願いするものでございます。

次に、下段の選挙費の1目選挙管理委員会費127万4,000円につきましては、選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙人名簿システムや期日前不在者投票システムの開始に伴う委託料をお願いするものでございます。

その下の12ページにかけて、3目岐阜県議会議員選挙費1,154万4,000円の減額につきましては、無投票であったため、不用額を減額するものでございます。

次に、12ページ下段の民生費、3目の障害者福祉費2,000万円の増額につきましては、放課後等デイサービスや児童発達支援などの障害児通所施設への利用者等の増によりまして、障害児通所給付費の増額をお願いするものでございます。

その下、4目の老人福祉費96万円につきましては、もとす広域連合からの受託事業でございまして、介護保険制度の改正により、新たな地域支援事業に取り組むために関係経費をお願いするものでございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思いますが、3段目の農林水産業費の3目農業振興費4,860万円につきましては、飼料用米の作付面積の増に伴う、認定農業者に対する水田利活用自給力向上助成金、また農地中間管理機構による農地利用集積面積の増及び経営転換協力者の増に伴う協力金交付事業補助金等の増額をお願いするものでございます。

商工費につきましては、歳入で御説明をいたしました、地方創生先行型交付金及び清流の国ぎふ

推進補助金を財源充当するものでございます。

次に、14ページの土木費、道路橋りょう費の2目の道路維持費825万円につきましては、全国育樹祭に伴う沿道修景などによる道路維持修繕委託料の増額、またその下、河川費の2目河川改良費965万円につきましては、主に十四条地内の河川改良工事における仮設工事の追加などに伴い、排水路改良工事費の増額をお願いするものでございます。

次に、その下、小学校費の1目学校管理費につきましては、一色小学校校庭芝生化事業について、合併特例債の減額及び雑入のスポーツ振興くじ助成金を財源充当させていただくものでございます。

また、15ページの社会教育費の5目文化財保護費につきましても、清流の国ぎふ推進補助金を財源充当するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議席番号14番 瀬川治男君が入場されましたので御報告いたします。

議案第49号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、議案第49号 平成27年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書、1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の総額にそれぞれ110万4,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を収入支出それぞれ5億8,510万4,000円とするものでございます。

また、資本的支出については、その総額に17万円を追加し、資本的支出の総額を5億7,817万円とするものでございます。

収益的収入及び支出につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算書、9ページをお開き願います。

平成27年度本巣市水道事業会計予算実施計画明細書にて御説明させていただきます。

まず、収入でございますが、1款2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額110万4,000円につきましては、給料、手当、法定福利費に不足が生じたため、一般会計からの補助金を計上させていただくものでございます。

支出についてでございますが、1款1項営業費用、5目総係費、補正額183万6,000円につきましては、人事異動及び共済負担金率の変更に伴いまして、給料で47万3,000円、手当で120万9,000円、法定福利費では15万4,000円の不足が生じたため、増額の補正をお願いするものでございます。

同じく2項営業外費用、1目支払利息、補正額73万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借入れをしました企業債の利率見直しに伴います支払利息の減額でございます。

続きまして、資本的支出につきまして御説明をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

1款2項企業債償還金、1目企業債償還金、補正額17万円につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います企業債償還元金の増額によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第12 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

11月30日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員